

令和8年度滋賀県身体障害者補助犬健康管理費等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に定める盲導犬、介助犬および聴導犬をいい、以下「補助犬」という。）を使用する身体障害者が行わなければならない補助犬の健康管理および疾病等の治療に必要な経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は滋賀県とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、県内に居住する補助犬の使用者とする。

(助成金の交付対象となる措置等)

第4条 助成金の交付対象となる措置等は次の各号に定めるものとする。ただし、他の団体より助成を受けることができる場合は当該措置等について助成を行わない。

(1) 厚生労働省が策定した「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」に定められているもののうち獣医師による次に掲げる健康診断

ア 一次検査

- ・ 問診、視診、触診、打診、聴診および体温・脈拍数・呼吸数の計測
- ・ 血液学的検査
- ・ 糞便検査

イ 二次検査（一次検査で異常が疑われた場合に実施するもの。）

- ・ 血液生化学的検査
- ・ 尿検査
- ・ 糞便検査

ウ 精密検査（一次検査および二次検査で異常が疑われた場合に実施するもの。）

(2) 前号に定めるもののほか、補助犬の疾病または怪我等の治療のために獣医師が行う診察、検査、処置、投薬、手術等

(助成金額)

第5条 前条に規定する措置等を行った場合に使用者が実際に支払った経費のうち、知事が必要と認められた額を予算の範囲内で助成するものとし、助成額は年間一回、一人につき20,000円を限度とする。ただし、助成の対象となるのは第6条第1項で定める知事が定める日が属する年の前年の1月から12月までの間に使用者が実際に支払った経費に限る。

(助成金の交付申請)

第6条 規則第3条の規定による助成金の交付申請は、知事が定める日までに交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の交付申請書兼実績報告書には助成金の交付の対象となる措置等に要した経費の明細がわかる領収書(写し)を添付するものとする。

(交付決定および助成金額の確定等)

第7条 知事は、交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは規則第6条および第13条に基づき助成金の交付を決定の上、助成金額を確定し、支給決定兼額の確定通知書(様式第2号)により申請者宛て通知する。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、助成金の交付申請を取り下げようとする場合は、前条の通知を受け取った日の翌日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第9条 申請者は、第6条の規定に基づく交付申請または第8条の規定に基づく交付申請の取下げについては、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(状況報告)

第10条 申請者は、第4条に定める措置等の実施状況について知事の要求があったときは、速やかに実施状況を知事に報告しなければならない。

(標準事務処理期間)

第11条 規則第4条の規定による助成金の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(その他)

第12条 知事は、規則またはこの要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に当たり必要な事項はその都度別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の助成金に適用する。

様式第 1 号

年度滋賀県身体障害者補助犬
健康管理費等助成事業交付申請書兼実績報告書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者（発行責任者）

住 所

(ふりがな)

氏 名

電話番号

FAX 番号

標記について、下記のとおり身体障害者補助犬健康管理費等助成事業助成金の支給を受けたいので、滋賀県補助金等交付規則第 3 条および第 12 条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき助成金の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1 助成金の交付申請額 金 円

2 関係書類

(1) 経費計算書 別紙のとおり

(2) 領収書類 別添のとおり

別 添

領 収 書 類 添 付 用 紙

(用紙が足りない場合には、同じ大きさの紙を継ぎ足してください。)

様式第2号

年度滋賀県身体障害者補助犬健康管理費等助成事業助成金支給決定兼
額の確定通知書

滋障福第 号
年 月 日

申請者氏名 様

滋賀県知事

年 月 日付けで申請のあった身体障害者補助犬健康管理費等助成事業助成金については、交付申請書兼実績報告書に基づき、助成金の額を下記のとおり決定兼確定しましたので、滋賀県補助金等交付規則第6条および第13条の規定により通知します。

記

支給金額 金 円